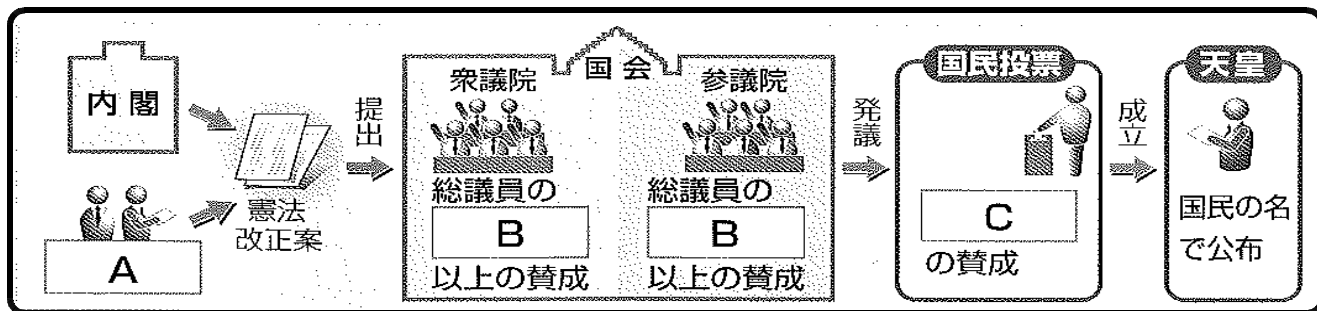


96条改正の欺瞞

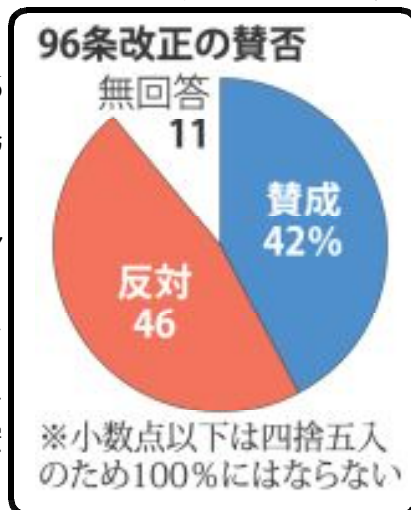
日本国憲法を改正する手続きは、第9章憲法第96条に定められています。法律の改正は国会で可決されれば成立しますが、憲法の改正には、国民の承認（国民投票）が必要になります。下の図は憲法改正の手続きを示したものです。空欄に適する語句や数字を答えてみましょう。



A B C

長島監督とゴジラ松井の国民栄誉賞の表彰式のあとの巨人ー広島戦の始球式で、安倍晋三首相が球審を務めていました。ユニフォームの背番号は96でした。7月の参議院選挙に96条改正を争点に意思のあらわれでしょう。毎日新聞が4月20・21日に実施した世論調査の結果が5月3日に掲載されていました。96条改正に、反対は46%で、賛成の42%を上回っています。自民支持層でも改憲の発議要件の引き下げに賛成したのは約5割にとどまり、公明支持層で賛成したのは約3割、民主支持層で賛成したのは約4割、維新支持層では約5割だったそうです。

5月4日の朝日新聞に、慶応大学の小林節教授の意見が掲載されていました。9条改正の改憲論者でありながら、96条改正による「過半数」で改憲できるようにすることは、憲法の危機、憲法の破壊として警鐘を鳴らしています。「権力者は常に墮落する危険性があり、歴史の曲がり角で国民が深く納得した憲法で権力を抑えるというのが立憲主義だ。だから憲法は簡単に改正できないようになっている。日本国憲法は世界一改正が難しいなどといわれるが、米国では改正手続きがより厳しい。それでも日本国憲法ができた以降でも6回改正している。『96条から改正』というのは、改憲への『裏口入学』で邪道だ。」と述べています。『改憲』なのか、『壊憲』なのか？



憲法 A-国会議員(議員) B-3分の2 C-過半数(2007年制定の国民投票法では有効多数の過半数となった)